

令和8年度 坂東市作品展開催要項

1 趣旨

広く市民から作品を公募し展示することにより、市民の生涯学習に対する意欲の高揚を図るとともに、鑑賞の機会を提供し芸術文化の振興に資する。

2 名称

坂東市作品展（以下「作品展」という。）とする。

3 主催

主催は坂東市教育委員会とし、主管は生涯学習課とする。

4 開催期間

令和8年 11月13日（金） 9：00～19：00
11月14日（土） 9：00～19：00
11月15日（日） 9：00～16：00

5 会場

坂東市 LIXIL 総合体育館

6 部門

- (1) 一般の部
- (2) 園児の部
- (3) 児童・生徒の部

7 募集期間

令和8年8月24日（月）～10月16日（金）

8 募集規定

別紙「令和8年度 坂東市作品展出展申込書」にて申し込みを受け付ける。

ただし、事前にサイズや数量、作品を報告し展示に適さないと判断された作品は、出展を認めないものとする。

また、絵画や書、手工芸など多様な分野において、自己の制作した作品で、著作権及び肖像権を侵害しないものとし、部門ごとの規定は次の表のとおりとする。

部 門	規 定
一般の部	作品サイズの規定は設けず、すべての作品において出展者の自由とする。ただし、事前にサイズや数量、作品を報告し展示に適さないと判断された作品は、出展を認めないものとする。 ※児童・生徒の部とは別に、一般の部として応募があった <u>中学生までの作品を「一般（こども）の部」とする。</u>
園児の部	(1) 作品は、絵画、習字、手工芸を含むものとする。 (2) 作品の大きさは、規定の範囲までとし、縦横比は自由とする。 ※パネル縦2枚分 立体作品（縦 180cm×横 240cm×奥行 100cm 以内）平面作品（縦 180cm×横 240cm 以内） (3) 作品には、幼稚園名、保育園名又は認定こども園名を表記する。

	(4) 作品についての必要な説明は、表記してもよいものとする。 ※規定の用紙、両面テープは、生涯学習課で用意する。
児童・生徒の部	(1) 授業で制作した作品 ・ジャンルの指定なし ・各校に次のとおりパネルを割り当て、そこに展示できるもの および点数 小学校：6枚まで 中学校：12枚まで ※希望の枚数を報告 (2) 「手をつなぐ子ら」の作品 ・点数やジャンルは問わない ※作品の名札は各校で用意し、様式は任意のものとする。

9 応募資格

市内在住・在勤・在学の方、または市内で活動している団体及びその会員

10 出展料

作品の出展料は、無料とする。ただし、搬入及び搬出の際の費用等、出展にかかるすべての経費は、出展者の負担とする。

11 搬入及び搬出

- (1) 出展作品は、作者本人又は責任ある代理人が搬入し、又は搬出しなければならない。
- (2) 搬出時間を経過して、なお搬出されない作品の保全については、主催者は一切の責任を負わないものとする。また、これら未搬出の作品については、荷造運賃等着払いで出品者あてに返送する。
- (3) 作品の搬入・搬出時間は次の表のとおりとする。ただし、出展者の都合等でやむを得ない場合は、搬入時間を延長する。

内 容	部 門	期 日	時 間
作品搬入	全部門共通	11月11日(水)	9時～16時
		11月12日(木)	9時～19時
作品搬出	一般	11月15日(日)	16時～19時
	園児 児童・生徒	11月16日(月)	9時～12時

12 展示

作品の展示位置、配列等について異議を申し立てることはできないものとする。

13 広報等

8月中旬：作品募集案内

11月上旬：開催案内

14 その他

出展作品は努めてこれを保護するが、正常な管理状態のもとにおいて生じた損傷、紛失、盗難及び展示による退色等について、主催者はその責任を負わないものとする。

作品展示については、展示スペースの関係上制限することがあるものとする。